

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は、現状での業務関係先のみにとどまらず、異業種企業との協業も視野に入れ、業務の効率化及び新規事業の創出を進めていきます。

b. IT 実装支援

当社は、関係先との共通EDIの構築、データ相互利用により業務負担の軽減を図るとともにIT人材の育成を進めます。

c. グリーン化の取組

当社は関係先と協力し、当社施設における作業効率及び保管効率の向上、運送の際の積載効率の向上を図ることにより、しっかりと環境問題に対応してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と協力事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請法に関わる協力事業者への支払いは現金で行います。支払いサイトは60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

当社は、知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な業務内容変更を行いません。災害時等においては、協力事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、“みなと SDGs パートナー登録”をすることにより、ワークライフバランスの推進 / 人材の育成 / 職場の改善 / 環境負荷低減への取り組みもすすめていることから、本宣言及び“みなと SDGs パートナー登録”により、持続可能な発展の為により一層の貢献を図ります。

以上

2023年7月25日

第一港運株式会社

代表取締役社長 岡田幸重